

動物の愛護及び管理に関する法律に係る省令案（飼養管理基準に係るもの）に対する意見

郵便番号：150-0032

住所：東京都渋谷区鶯谷町 15-10 ロイヤルパレス渋谷 204 号

氏名：公益財団法人動物環境・福祉協会 Eva

電話番号：03-6455-1901

メールアドレス：info@eva.or.jp

提出意見

P8、19 行目

【該当箇所】ロの（1）の（ロ）

犬又は猫のケージ等は、次のとおりとすること。飼養期間が長期間にわたる場合にあっては、走る等の運動ができるように、運動スペース一体型飼養等又は運動スペース分離型飼養等によること。

【要約】

犬又は猫のケージ等は、次のとおりとすること。飼養期間が **24 時間以上** にわたる場合にあっては、走る等の運動ができるように、運動スペース一体型飼養等又は運動スペース分離型飼養等によること。

【意見】

長期間の基準が不確定。走る等の運動は日常的に必要なことから、**24 時間以上** にわたる場合にあっては運動スペース一体型飼養等又は運動スペース分離型飼養が担保されるべきである。

P8、22 行目

【該当箇所】ロの（1）の（ロ）の（i）

犬にあっては、1 頭当たりのケージ等の規模は、縦の長さが体長（胸骨端から坐骨端までの長さをいう。以下同じ。）の 2 倍以上、横の長さが体長の 1.5 倍以上及び高さが体高（地面からキ甲部までの垂直距離をいう。以下同じ。）の 2 倍以上（複数の犬を同一のケージ等で飼養又は保管する場合にあっては、縦の長さがこれらの犬の体長の合計の 2 倍以上、横の長さがこれらの犬の体長の合計の 1.5 倍以上及び高さがこれらの犬のうち最も体高が高い犬の体高の 2 倍以上）とすること。

【要約】

犬にあっては、1 頭当たりのケージ等の規模は、縦の長さが体長（胸骨端から坐骨端までの長さをいう。以下同じ。）の 2 倍以上、横の長さが体長の 1.5 倍以上。高さは天井まで若しくは天井板を設けない。（複数の犬を同一のケージ等で飼養又は保管する場合にあっては、縦の長さがこれらの犬の体長の合計の 2 倍以上、横の長さがこれらの犬の体長の合計の 1.5 倍以上。高さは天井まで若しくは天井板を設けない。）

【意見】

体高（地面からキ甲部までの垂直距離）は、頭部や後ろ脚が含まれていないことから、体高の 2 倍では立ち上がる若しくは跳躍するなどの日常的な動作ができないため、天井板を設けないことを要望する。

P8、29 行目

【該当箇所】ロの(1)の(ロ)の(ii)

猫にあっては、1頭当たりのケージ等の規模は、縦の長さが体長の2倍以上、横の長さが体長の1.5倍以上及び高さが体高の3倍以上（複数の猫を同一のケージ等で飼養又は保管する場合にあっては、縦の長さがこれらの猫の体長の合計の2倍以上、横の長さがこれらの個体の体長の合計の1.5倍以上及び高さがこれらの猫のうち最も体高が高い猫の体高の3倍以上）とするとともに、ケージ等内に1以上の棚を設けることにより、当該ケージ等を2段以上の構造とすること。

【要約】

猫にあっては、1頭当たりのケージ等の規模は、縦の長さが体長の2倍以上、横の長さが体長の1.5倍以上。**高さは120cm程度～180cm以上**（複数の猫を同一のケージ等で飼養又は保管する場合にあっては、縦の長さがこれらの猫の体長の合計の2倍以上、横の長さがこれらの個体の体長の合計の1.5倍以上。**高さは120cm程度～180cm以上**）とするとともに、**2段以上の棚板を設ける中型ケージ（120cm程度）若しくは、3段以上の棚板を設ける大型ケージ（180cm程度）とする。**

【意見】

猫の平均体高さは23cm～25cmであることから体高の3倍だと75cm程度で犬用の一段ケージにしか過ぎない。高い場所を好む猫の習性を考慮し、出産・授乳期以外**120cm程度～180cmは必要。**

P8、36 行目

【該当箇所】ロの(1)の(ロ)の(iii)

運動スペース一体型飼養等を行う場合にあっては、ケージ等は、それぞれ次のとおりとすること。

① 犬にあっては、1頭当たり（同一のケージ等内で親とその子犬のみを飼養又は保管する場合にあっては、子犬はこれを頭数に含めない。）のケージ等の規模は、1頭当たりの床面積が運動スペース分離型飼養等を行う場合のケージ等の床面積の6倍（複数の個体を同一のケージ等内で飼養又は保管をする場合はその2分の1）以上及び高さが体高の2倍以上とすること。

【要約】

運動スペース一体型飼養等を行う場合にあっては、ケージ等は、それぞれ次のとおりとすること。

① 犬にあっては、1頭当たり（同一のケージ等内で親とその子犬のみを飼養又は保管する場合にあっては、子犬はこれを頭数に含めない。）のケージ等の規模は、1頭当たりの床面積が運動スペース分離型飼養等を行う場合のケージ等の床面積の6倍以上。**高さは天井まで若しくは天井板を設けないとし、そのスペースには一頭のみとする。2頭以上を同一ケージ等内で飼育又は保管する場合は1頭当たり3倍以上とする。**

【意見】

面積を共有するのだから一頭当たりの面積が狭くなる訳ではないとの説明があったが、その面積に2頭入ると1頭当たりの面積が著しく狭くなり、また逃げ場のない同じケージの中で閉じ込め飼育になることから、相性が悪い若しくは性格の違いから相互にストレスがかかるため1頭飼養を要望する。

P9、4 行目

【該当箇所】ロの(1)の(ロ)の(iii)

②猫にあっては、1頭当たり（同一のケージ等内で親とその子猫のみを飼養又は保管する場合にあっては、子

猫はこれを頭数に含めない。)のケージ等の規模は、1頭当たりの床面積が運動スペース分離型飼養等を行う場合のケージ等の床面積の2倍(複数の個体を同一のケージ等内で飼養又は保管をする場合はその2分の1)以上及び高さが体高の4倍以上とするとともに、ケージ等内に2以上の棚を設けることにより、当該ケージ等を3段以上の構造とすること。

【要約】

②猫にあっては、1頭当たり(同一のケージ等内で親とその子猫のみを飼養又は保管する場合にあっては、子猫はこれを頭数に含めない。)のケージ等の規模は、1頭当たりの床面積が運動スペース分離型飼養等を行う場合のケージ等の床面積の2倍以上。高さは120cm程度~180cm以上とするとともに、2段以上の棚板を設ける中型ケージ(120cm程度)若しくは、3段以上の棚板を設ける大型ケージ(180cm程度)とする。

【意見】

猫の平均体高さは23cm~25cmであることから体高の4倍では犬用の一段ケージにしか過ぎない。高い場所を好む猫の習性を考慮し、出産・授乳期以外120cm程度~180cmは必要。またその面積に2頭入ると1頭当たりの面積が著しく狭くなり、また逃げ場のない同じケージの中で閉じ込め飼育になることから、相性が悪い若しくは性格の違いから相互にストレスがかかるため1頭飼養を要望する。

P9、37行目

【該当箇所】二

飼養又は保管をする動物の種類及び数は、飼養施設の構造及び規模並びに動物の飼養又は保管に当たる職員数に見合ったものとする。【①細目第五条第一号イ】特に、犬又は猫の飼養施設においては、飼養又は保管に従事する職員(常勤の職員以外の職員については、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該事業所において常勤の職員が勤務すべき時間数で除した数値(整数未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てる。)を職員数とする。)1人当たりの飼養又は保管をする頭数(親と同居する子犬又は子猫の頭数及び繁殖の用に供することをやめた犬又は猫の頭数(その者の飼養施設にいるものに限る。)は除く。)の上限は、犬については20頭、猫については30頭とし、このうち、繁殖の用に供する犬については15頭、猫については25頭とする。ただし、犬及び猫の双方を飼養又は保管する場合の1人当たりの飼養又は保管をする頭数の上限は、別表のとおりとする。

【要約】

飼養又は保管をする動物の種類及び数は、飼養施設の構造及び規模並びに動物の飼養又は保管に当たる職員数に見合ったものとする。【①細目第五条第一号イ】特に、犬又は猫の飼養施設においては、飼養又は保管に従事する職員(常勤の職員以外の職員については、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該事業所において常勤の職員が勤務すべき時間数で除した数値(整数未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てる。)を職員数とする。)1人当たりの飼養又は保管をする頭数(親と同居する子犬又は子猫の頭数及び繁殖の用に供することをやめた犬又は猫の頭数(その者の飼養施設にいるものに限る。)は除く。)の上限は、**犬猫ともに10頭、繁殖の用に供する犬猫についても10頭とする。**

【意見】

飼養又は保管に従事する職員とあるが、販売店において飼養又は保管と販売の区別はなく兼任していることから、飼養又は保管専任の区別が不明確。飼養頭数を多くしたいが為に飼養選任の職員の員数を多く偽ることが考えられる。また1人当たりの飼養又は保管をする頭数が犬猫とも20頭の場合、健康管理まで手が回らず多数

の犬猫を死亡させたという販売員の証言もあることから、販売における1人当たりの飼養頭数は犬猫ともに10頭までとする。犬猫について頭数の差をつけないのは、犬に散歩をさせるとは到底思えず、個体チェックと運動において犬猫に差異がないため。

繁殖の場合も、優良ブリーダーの見解から適正管理できる頭数として一人当たり5、6頭までとのことから犬猫ともに10頭までを要望する。

P10、15行目

【該当箇所】三のロ

犬又は猫の飼養又は保管を行う場合には、飼養施設に温度計及び湿度計を備え付けた上で、低温又は高温により動物の健康に支障が生じるおそれがないよう、飼養環境の管理を行うとともに、臭気により飼養環境又はその周辺的生活環境を損なわないよう、飼養施設の清潔を保つこと。

【要約】

犬又は猫の飼養又は保管を行う場合には、飼養施設に温度計及び湿度計を備え付けた上で、低温又は高温により動物の健康に支障が生じるおそれがないよう、**空調設備を設置し、犬種猫種ごとの適正な飼養環境の管理**を行うとともに、**臭気の数値を設定し**飼養環境又はその周辺的生活環境を損なわないようにすること。

【意見】

真夏や真冬であっても空調設備がない場所で飼養し死亡させる事例があとを絶たないことから空調設備の設置をするべき。また臭気においても、行政職員が指摘するもそれぞれの主観で否定し生活環境を損なわれていることを認めないことから設定するべき。

P10、33行目

【該当箇所】四のハ

1年以上継続して飼養又は保管を行う犬又は猫については、毎年1回以上獣医師による健康診断（繁殖に供する場合にあっては、繁殖の適否に関する診断を含む。）を受けさせ、その結果を記載した診断書を5年間保存すること。

【要約】

1年以上継続して飼養又は保管を行う犬又は猫については、毎年1回以上獣医師による**血液検査を含む**健康診断（繁殖に供する場合にあっては、繁殖の適否に関する診断を含む。）を受けさせ、その結果を記載した診断書を5年間保存すること。

【意見・理由】

血液検査をすることで、貧血や肝臓・腎臓・糖尿など、おおまかな全身の状態を知ることができることから。

P12、6行目

【該当箇所】五のロの（10）

販売業者及び貸出業者にあっては、その飼養施設に輸送された犬又は猫については、輸送後2日間以上その状態（下痢、おう吐、四肢の麻痺等外形上明らかなものに限る。）を目視によって観察すること。

【要約】

販売業者、**展示業者**及び貸出業者にあつては、その飼養施設に輸送された**動物については**、輸送後2日間以上その状態（下痢、おう吐、四肢の麻痺等外形上明らかなものに限る。）を目視によって観察すること。

【意見】

輸送におけるストレスによる緊迫状態は犬猫に限ることではない。犬猫以外の動物においても輸送後2日間以上の状態を観察すること、また、移動動物園やふれあいパーク等の展示業においても輸送後2日間以上の状態を観察することを要望する。

P12、23行目、27行目

【該当箇所】六

二

販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、販売、貸出し又は展示の用に供するために犬を繁殖させる場合には、生涯出産回数を6回までとするとともに、雌の交配時の年齢を6歳以下とすること。ただし、7歳に達した時点で生涯出産回数が6回未満であることを証明できる場合においては、当該雌の交配時の年齢は7歳以下とする。

ホ

販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、販売、貸出し又は展示の用に供するために猫を繁殖させる場合には、雌の交配時の年齢を6歳以下とすること。ただし、7歳に達した時点で生涯出産回数が10回未満であることを証明できる場合においては、当該雌の交配時の年齢は7歳以下とする。

【要約】

二

販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、販売、貸出し又は展示の用に供するために犬を繁殖させる場合には、**初回発情は除き**生涯出産回数を**3回までとするとともに、雌の交配時の年齢を5歳以下とすること。**

ホ

販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、販売、貸出し又は展示の用に供するために猫を繁殖させる場合には、**初回発情は除き**生涯出産回数を**3回までとするとともに、雌の交配時の年齢を5歳以下とすること。**

【意見】

適正管理している繁殖業者の平均繁殖上限回数と年齢が、5歳3産であることから5歳3産を要望する。また、初回発情の交配は体が未発達なことから外す。

法律21条2項の6号には「動物を繁殖の用に供することができる回数～」と記されているため、法律に基づく内容として猫にも回数を入れること。

猫の場合、季節繁殖動物で多発情動物であることから年数回出産することを理由に、野良猫でも年3回は可能で出産しているため、繁殖猫の回数を減らすのは適当ではないとの発言が環境省から検討会等であったが、早々に発情期のストレスを解消するために不妊・去勢手術を行い、終生飼養の環境を与えるべき。

P18、29行目

【該当箇所】第三条の一のロの(10)の(ホ)の(ii)

犬又は猫のケージ等は、次のとおりとすること。飼養期間が長期間にわたる場合にあつては、走る等の運動ができるように、運動スペース一体型飼養等又は運動スペース分離型飼養等によること。

【要約】

犬又は猫のケージ等は、次のとおりとすること。飼養期間が **24 時間以上**にわたる場合にあっては、走る等の運動ができるように、運動スペース一体型飼養等又は運動スペース分離型飼養等によること。

【意見】

長期間の基準が不確定。走る等の運動は日常的に必要なことから、**24 時間以上**にわたる場合にあっては運動スペース一体型飼養等又は運動スペース分離型飼養が担保されるべきである。

P18、32 行目

【該当箇所】

第三条の一の口の(10)の(ホ)の(ii)の①

犬にあっては、1 頭当たりのケージ等の規模は、縦の長さが体長（胸骨端から坐骨端までの長さをいう。以下同じ。）の 2 倍以上、横の長さが体長の 1.5 倍以上及び高さが体高（地面からキ甲部までの垂直距離をいう。以下同じ。）の 2 倍以上（複数の犬を同一のケージ等で飼養又は保管する場合にあっては、縦の長さがこれらの犬の体長の合計の 2 倍以上、横の長さがこれらの犬の体長の合計の 1.5 倍以上及び高さがこれらの犬のうち最も体高が高い犬の体高の 2 倍以上）とすること。

【要約】

犬にあっては、1 頭当たりのケージ等の規模は、縦の長さが体長（胸骨端から坐骨端までの長さをいう。以下同じ。）の 2 倍以上、横の長さが体長の 1.5 倍以上。**高さは天井まで若しくは天井板を設けない。**（複数の犬を同一のケージ等で飼養又は保管する場合にあっては、縦の長さがこれらの犬の体長の合計の 2 倍以上、横の長さがこれらの犬の体長の合計の 1.5 倍以上。**高さは天井まで若しくは天井板を設けない。**）

【意見・理由】

体高（地面からキ甲部までの垂直距離）は、頭部や後ろ脚が含まれていないことから、立ち上がる若しくは跳躍するなどの日常的な動作ができないため天井板を設けないことを要望する。

P18、39 行目

【該当箇所】

第三条の一の口の(10)の(ホ)の(ii)の②

猫にあっては、1 頭当たりのケージ等の規模は、縦の長さが体長の 2 倍以上、横の長さが体長の 1.5 倍以上及び高さが体高の 3 倍以上（複数の猫を同一のケージ等で飼養又は保管する場合にあっては、縦の長さがこれらの猫の体長の合計の 2 倍以上、横の長さがこれらの個体の体長の合計の 1.5 倍以上及び高さがこれらの猫のうち最も体高が高い猫の体高の 3 倍以上）とするとともに、ケージ等内に 1 以上の棚を設けることにより、当該ケージ等を 2 段以上の構造とすること

【要約】

猫にあっては、1 頭当たりのケージ等の規模は、縦の長さが体長の 2 倍以上、横の長さが体長の 1.5 倍以上。**高さは 120cm 程度～180cm 以上**（複数の猫を同一のケージ等で飼養又は保管する場合にあっては、縦の長さがこれらの猫の体長の合計の 2 倍以上、横の長さがこれらの個体の体長の合計の 1.5 倍以上。**高さは 120cm 程度～180cm 以上**）とするとともに、**2 段以上の棚板を設ける中型ケージ（120cm 程度）若しくは、3 段以上の棚板を**

設ける大型ケージ（180cm程度）とする。

【意見・理由】

猫の平均体高さは23cm～25cmであることから体高の3倍では犬用の一段ケージにしか過ぎない。高い場所を好む猫の習性を考慮し、出産・授乳期以外120cm程度～180cmは必要。

P19、9行目

【該当箇所】 第三条の一の口の（10）の（ホ）の（ii）の③の（a）

犬にあっては、1頭当たり（同一のケージ等内で親とその子犬のみを飼養又は保管する場合にあっては、子犬はこれを頭数に含めない。）のケージ等の規模は、1頭当たりの床面積が運動スペース分離型飼養等を行う場合のケージ等の床面積の6倍（複数の個体を同一のケージ等内で飼養又は保管をする場合はその2分の1）以上及び高さが体高の2倍以上とすること。

【要約】

犬にあっては、1頭当たり（同一のケージ等内で親とその子犬のみを飼養又は保管する場合にあっては、子犬はこれを頭数に含めない。）のケージ等の規模は、1頭当たりの床面積が運動スペース分離型飼養等を行う場合のケージ等の床面積の6倍以上。高さは天井まで若しくは天井板を設けなしとし、そのスペースには一頭のみとする。2頭以上を同一ケージ等内で飼育又は保管する場合は1頭当たり3倍以上とする。

【意見】

面積を共有するのだから1頭当たりの面積が狭くなる訳ではないとの説明があったが、その面積に2頭入ると1頭当たりの面積が著しく狭くなり、また逃げ場のない同じケージの中で閉じ込め飼育になることから、相性が悪い若しくは性格の違いから相互にストレスがかかるため1頭飼養を要望する。

P19、15行目

【該当箇所】 第三条の一の口の（10）の（ホ）の（ii）の③の（b）

猫にあっては、1頭当たり（同一のケージ等内で親とその子猫のみを飼養又は保管する場合にあっては、子猫はこれを頭数に含めない。）のケージ等の規模は、1頭当たりの床面積が運動スペース分離型飼養等を行う場合のケージ等の床面積の2倍（複数の個体を同一のケージ等内で飼養又は保管をする場合はその2分の1）以上及び高さが体高の4倍以上とするとともに、ケージ等内に2以上の棚を設けることにより、当該ケージ等を3段以上の構造とすること。

【要約】

猫にあっては、1頭当たり（同一のケージ等内で親とその子猫のみを飼養又は保管する場合にあっては、子猫はこれを頭数に含めない。）のケージ等の規模は、1頭当たりの床面積が運動スペース分離型飼養等を行う場合のケージ等の床面積の2倍以上。高さは120cm程度～180cm以上とするとともに、2段以上の棚板を設ける中型ケージ（120cm程度）若しくは、3段以上の棚板を設ける大型ケージ（180cm程度）とする。

【意見】

猫の平均体高さは23cm～25cmであることから体高の4倍では犬用の一段ケージにしか過ぎない。高い場所を好む猫の習性を考慮し、出産・授乳期以外180cmは必要。またその面積に2頭入ると1頭当たりの面積が著しく狭くなり、また逃げ場のない同じケージの中で閉じ込め飼育になることから、相性が悪い若しくは性格の違い

から相互にストレスがかかるため1頭飼養を要望する。

P20、9行目

【該当箇所】 第三条の二

飼養又は保管をする動物の種類及び数は、飼養施設の構造及び規模並びに動物の飼養又は保管に当たる職員数に見合ったものとする。【②細目第五条第一号イ】特に、犬又は猫の飼養施設においては、飼養又は保管に従事する職員（常勤の職員以外の職員については、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該事業所において常勤の職員が勤務すべき時間数で除した数値（整数未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てる。）を職員数とする。）1人当たりの飼養又は保管をする頭数（親と同居する子犬又は子猫の頭数及び繁殖の用に供することをやめた犬又は猫の頭数（その者の飼養施設にいるものに限る。）は除く。）の上限は、犬については20頭、猫については30頭とし、このうち、繁殖の用に供する犬については15頭、猫については25頭とする。ただし、犬及び猫の双方を飼養又は保管する場合の1人当たりの飼養又は保管をする頭数の上限は、別表のとおりとする。

【要約】

飼養又は保管をする動物の種類及び数は、飼養施設の構造及び規模並びに動物の飼養又は保管に当たる職員数に見合ったものとする。【②細目第五条第一号イ】特に、犬又は猫の飼養施設においては、飼養又は保管に従事する職員（常勤の職員以外の職員については、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該事業所において常勤の職員が勤務すべき時間数で除した数値（整数未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てる。）を職員数とする。）1人当たりの飼養又は保管をする頭数（親と同居する子犬又は子猫の頭数（その者の飼養施設にいるものに限る。）は除く。）の上限は、**犬猫ともに10頭とする。**

【意見】

第二種動物取扱業の場合、単純に清掃や給餌、個体チェックと運動を連続で行うことは出来ず、その他に、治療のための通院や動物愛護センターからの引き出し等による外出や、また保護活動も含まれることから一人当たり犬20頭、猫30頭は不可能であることから。

P20、24行目

【該当箇所】 第三条の三のロ

犬又は猫の飼養又は保管を行う場合には、飼養施設に温度計及び湿度計を備え付けた上で、低温又は高温により動物の健康に支障が生じるおそれがないよう、飼養環境の管理を行うとともに、臭気により飼養環境又はその周辺の生活環境を損なわないよう、飼養施設の清潔を保つこと。

【要約】

犬又は猫の飼養又は保管を行う場合には、飼養施設に温度計及び湿度計を備え付けた上で、低温又は高温により動物の健康に支障が生じるおそれがないよう、**空調設備を設置し、犬種猫種ごとの適正な飼養環境の管理**を行うとともに、**臭気の数値を設定し**飼養環境又はその周辺の生活環境を損なわないようにすること。

【意見】

真夏や真冬であっても空調設備がない場所で飼養し死亡させる事例があとを絶たないことから空調設備の設置をするべき。また臭気においても、行政職員が指摘するもそれぞれの主観で否定し生活環境を損なわれていることを認めないことから設定するべき。

P21、3行目

【該当箇所】 第三条の四のイの（3）

1年以上継続して飼養又は保管を行う犬又は猫については、毎年1回以上獣医師による健康診断（繁殖に供する場合にあっては、繁殖の適否に関する診断を含む。）を受けさせ、その結果を記載した診断書を5年間保存すること。

【要約】

1年以上継続して飼養又は保管を行う犬又は猫については、毎年1回以上獣医師による血液検査を含む健康診断（繁殖に供する場合にあっては、繁殖の適否に関する診断を含む。）を受けさせ、その結果を記載した診断書を5年間保存すること。

【意見】

血液検査をすることで、貧血や肝臓・腎臓・糖尿など、おおまかな全身の状態を知ることができることから。

P21、36行目

第三条の五のロの（7）

【該当箇所】

譲渡業者及び貸出業者にあつては、その飼養施設に輸送された犬又は猫については、輸送後2日間以上その状態（下痢、おう吐、四肢の麻痺等外形上明らかなものに限る。）を目視によって観察すること。

【要約】

譲渡業者及び貸出業者にあつては、その飼養施設に輸送された動物については、輸送後2日間以上その状態（下痢、おう吐、四肢の麻痺等外形上明らかなものに限る。）を目視によって観察すること。

【意見】

輸送における緊迫状態は犬猫に限ることではない。犬猫以外の動物においても輸送後2日間以上の状態を観察することを要望する。

P22、11行目

【該当箇所】 第三条の六のハ

届出をして貸出業を行う者及び届出をして展示業を行う者にあつては、貸出し又は展示の用に供するために犬を繁殖させる場合には、生涯出産回数を6回までとするとともに、雌の交配時の年齢を6歳以下とすること。ただし、7歳に達した時点で生涯出産回数が6回未満であることを証明できる場合においては、当該雌の交配時の年齢は7歳以下とする。

【要約】

届出をして貸出業を行う者にあつては、貸出しに供するために犬を繁殖させる場合には、生涯出産回数を6回までとするとともに、雌の交配時の年齢を6歳以下とすること。ただし、7歳に達した時点で生涯出産回数が6回未満であることを証明できる場合においては、当該雌の交配時の年齢は7歳以下とする。

【意見】

無料の動物園、ボランティアのふれあい体験、アニマルセラピー、公園展示などの非営利の展示に犬の繁殖の必要性がないため。

P22、15行目

【該当箇所】 第三条の六のニ

届出をして貸出業を行う者及び届出をして展示業を行う者にあつては、貸出し又は展示の用に供するために猫を繁殖させる場合には、雌の交配時の年齢を6歳以下とすること。ただし、7歳に達した時点で生涯出産回数が10回未満であることを証明できる場合においては、当該雌の交配時の年齢は7歳以下とする。

【要約】

届出をして貸出業を行う者及び届出をして展示業を行う者にあつては、猫の繁殖防止のために生殖を不能にする手術等の措置を講じなければならない。

【意見】

届出をして貸出業を行う者及び届出をして展示業を行う者が猫を繁殖させる必要があるのか疑問。発情期のストレスを解消するため及びみだりに繁殖することを防ぐため。

P22、19行目

【該当箇所】 第三条の六のホ

届出をして貸出業を行う者及び届出をして展示業を行う者にあつては、貸出し又は展示の用に供するために犬又は猫を繁殖させる場合には、必要に応じて獣医師等による診療を受けさせ、又は助言を受けること。

【要約】

届出をして貸出業を行う者にあつては、貸出しに供するために犬を繁殖させる場合には、必要に応じて獣医師等による診療を受けさせ、又は助言を受けること。

【意見】

届出をして貸出業を行う者が猫を繁殖させる必要があるのか疑問。
無料の動物園、ボランティアのふれあい体験、アニマルセラピー、公園展示などの非営利の展示に犬猫の繁殖の必要性がないため。

P22、22行目

【該当箇所】 第三条の六のヘ

届出をして貸出業を行う者及び届出をして展示業を行う者にあつては、貸出し又は展示の用に供するために犬又は猫を繁殖させる場合であつて、帝王切開を行う場合にあつては、獣医師に行わせるとともに、出生証明書並びに母体の状態及び今後の繁殖の適否に関する診断書の交付を受け、これらを5年間保存すること。

【要約】

届出をして貸出業を行う者にあつては、貸出し又は展示の用に供するために犬を繁殖させる場合であつて、帝王切開を行う場合にあつては、獣医師に行わせるとともに、出生証明書並びに母体の状態及び今後の繁殖の適

否に関する診断書の交付を受け、これらを5年間保存すること。

【意見】

届出をして貸出業を行う者が猫を繁殖させる必要があるのか疑問。

無料の動物園、ボランティアのふれあい体験、アニマルセラピー、公園展示などの非営利の展示に犬猫の繁殖の必要性がないため。

P22、26行目

【該当箇所】 第三条の六のト

届出をして貸出業を行う者及び届出をして展示業を行う者にあつては、貸出し又は展示の用に供するために犬又は猫を繁殖させる場合には、第4号ハに規定する健康診断、トに規定する帝王切開の診断その他の診断の結果に従うとともに、繁殖に適さない犬又は猫の繁殖をさせないこと。

【要約】

届出をして貸出業を行う者にあつては、貸出しに供するために犬を繁殖させる場合には、第4号ハに規定する健康診断、トに規定する帝王切開の診断その他の診断の結果に従うとともに、繁殖に適さない犬の繁殖をさせないこと。

【意見】

届出をして貸出業を行う者が猫を繁殖させる必要があるのか疑問。

無料の動物園、ボランティアのふれあい体験、アニマルセラピー、公園展示などの非営利の展示に犬猫の繁殖の必要性がないため。